春の全国火災予防運動

三月十三日まで

家庭で火災予防について話し合おう

各家庭で、次の事がらを中心に話しあい、みんなで実行しよう。

(1) たばこの投げ捨てと、寝たばこの防止

昭和五十年において、たばこの投げ捨て、置き忘れ、寝たばこによる火災は、全火災件数の約十五％を占めています。

くわえたばこや歩きながらの喫煙、寝たばこ、特に酒よい後の寝たばこは絶体やめよう。

(2) 暖房器具やガスコンロの正しい使用

ストーブは、カーテンやふすまの近くに置かない、給油するときや、移動するときは必ず火を消してから行なうこと。

ガスコンロは、コックや元栓の閉め忘れに十分注意するとともに、ゴム管の亀裂や、器具の故障は早目に点検して修理しよう。

(3) 就寝前や外出前の火の元点検の徹底

外出前、寝る前には必ず、カマドの残火、居間のストーブ、コタツあるいは灰皿内のたばこの吸いがらなど、火の気のある所は調べ安全を確認する習慣をつけよう。

(4) 消火用具や消火用水の備え付け

どのような火災でも、初めの三分間が勝負です。消火器の備え付け、消火用水の準備など各家庭で心がけましょう。

又消防団が行う消火訓練などには努めて参加し、消火器の使い方や消火方法を全員が覚える様にしよう。

(5) 火遊びの禁止とたき火の際の安全確認

火遊びは親など大人自身にも責任があり、マッチやライター等は、子供の手のとどく所に置かないこと

と、又子供には年令に応じて火の正しい知識や恐ろしさ等厳しくしつけることが大切である。

たき火や、こば焼きは、風の強い日は絶対にしない様にしましょう。（こば焼きは必ず地元の消防団長、役場に届け、許可を受けること）又周囲の安全（防火帯等）を十分確め、消火器や消火用水の準備をしておく様にしましょう。

(6) 火災の際の消火活動や避難方法の周知徹底

火災が発生したら、初期消火方法、避難方法など誰が何をするか具体的に話し合いましょう。

火災予防思想の普及啓蒙については、交通安全と同じく、常時学校、職場、家庭において町民一人一人が火災の恐ろしさについて語り合い、自分のまわりから絶体火災を出さない努力をすべきであろう。

土地売買は許可が必要

土地売買については、さきに町報でお知らせしましたように国土利用計画法に基づき、役場を通じ県知事へ届出が必要ですが、まだご存知のない方もありますのであらためてお知らせします。

昭和四十九年国土利用計画法が制定され、二〇、〇〇〇㎡（一町歩）以上の土地を売買される場合は、土地売買の届出書を県知事に提出して土地売買の許可を得なければならないことになっています。

町内ではすでに二件の違反があって始末書を取られていますので山林や田、畑、荒地等の土地を一〇、〇〇〇㎡（一町歩）以上売買される方は、事前に役場企画課又は農業委員会へ連絡し、知事の許可を受けてください。

税務署便り

◆所得税の確定申告と納税は三月十五日まで

三月十五日は、所得税の確定申告と納税の期限です。まだ申告のお済みでない方は、期限までに申告と納税を済まされるようお願いします。

ところで、申告書の書き方や納税の仕方などでお分かりにならない方は、税務署や市町村の納税相談会場、税理士会の無料納税相談会場で相談を受けていますのでご利用ください。

なお、申告書には、医療費の領収書や生命保険料、火災保険料の支払証明書などが必要です。申告の際には、お忘れにならないようお願いします。

また、納税の期限は、三月十五日までとなっていますが、一度に納めることが困難なときは、期限までに半額以上を納めて残りは五月三十一日まで延ばすことができる「延納の方法」があります。

◆国税に不服のあるとき

税務署から更正や決定などの処分を受けたが、その処分に納得できないというときには、税務署に「異議申立て」をしたり、国税不服審判所に「審査請求」をすることができます。

この国税不服審判所は、税務署とは全く別の独立機関で、税務署と納税者の間に立ってどちらの主張が正しいかを審判するところです。国税不服審判所の支部は、南九州の場合、熊本市二〇丸一番二号の熊本合同庁舎内にあります。

「異議申立て」や「審査請求」の手続などについての詳しいことは、税務署又は国税不服審判所にお尋ねください。

◆確定申告に誤りがあったとき

税務署に所得税の確定申告書を出した後で、申告内容に間違いがあることに気付いたときは、正しい申告にやり直すことができます。

例えば、社会保険料控除や扶養控除などを書き忘れたために、税金を実際より多く払った場合は、「更正の請求」で税金の還付を受けられます。更正の請求ができるのは、来年の三月十五日までです。

また、所得を実際より少なく申告していたような場合は、「修正申告」により正しい金額に訂正することができます。

これらの用紙は、税務署に用意してあります。

毎月10日はLPガス消費者保安デー

「家中で、元せんしめる習慣を」

◎ ガスはどんな小さい隙間や穴からでも漏れて出ますので、ガス洩れには二重、三重の備えをすることが必要です。

◎ ガスの使用が終ったら、そのたびに、ガス器具のコックだけでなく、壁にある「元せん」も必ず閉める習慣をつけましょう。

「元せん」はすぐ目の前にあり、これを閉めるのに手間ひまはかかりません。

◎ 夜寝る時、外出する時は閉め忘れがないか点検しましょう。

「うっかり煮こぼれ事故のもと」

◎ コンロの火は、煮こぼれ、沸とうした湯のふきこぼれで消えることがあります。それに気付かずに居ると多量のガスが附近に充満します。

◎ ガスを使用中は、絶体にとは無理かも知れませんが、できるだけ離れないようにし、離れてもすぐ帰るようにして長時間使用する時などには、煮こぼれだけでなく、風で消えることもあります。

◎ 昔のかまどの火や炭の火と違い、ガスは元がなくなるまで出ます。鍋をかけたまま用足しに出て、煮こぼれは逆に、過熱して火事になる例も大へん多いものです。

「使わない元せんは必ずキャップして」

◎ 使っていない元せんには、過って元せんをひねってもガスが出ないよう、ゴムキャップを必ずつけましょう。

◎ コンロ、炊飯器等が故障した時、ホースをつないだままでガス器具だけを脱しておくのは一番危険です。ホースも脱して、元せんにキャップをつけておきましょう。

!!台所にはガス洩れ警報器を!!

交通規制のお知らせ

一、県道深川津奈木線（二ケ所）災害復旧工事のため、三月三十一日まで、片側通行止め

二、県道岩城湯浦線

赤崎（二ケ所）三月十日まで　片側通行止め

赤崎平国間（二ケ所）三月十五日まで　片側通行止め

平国（合串上、二ケ所）三月十九日まで、片側通行止め

福浦（一ケ所）三月二十五日まで片側通行止め

三、町道宇土線（平国上）三月三十日まで、車輌全面通行止め

以上の通り災害復旧工事のため、交通規制が行なわれています。事故のない様御協力ください。

建物共済加入のすすめ

農家を守る建物共済への加入促進を、部落の評価員にお願いして行っています。

共済は全国一律契約の掛け捨てです。共済金は百万から二千万円までで掛金は、百万円あり千五百円です。住宅や納屋、畜舎、倉庫等が対象で、家具や小農機具を含んで加入できます。

火災や天災等あらゆる災害に適用されます。詳しい事は、部落の水稲評価員か、農林水産課、共済係におたづねください。

御芳志御礼

部落　世帯主　敬人
倉谷　福山ユキノ　松永ヤイ
桜戸　成田　ツタ　福蔵
中尾　農祭　進　フジモ
平国下　浜田　荘平　孫太

以上の方々から町社会福祉協議会へ香典返しとして金一封と寄附下さいました。この寄附金は町民福祉のため有効に利用させていただきます。誠にありがとうございました。謹んで御礼申しあげますとともに故人の之冥福を心からお祈り申しあげます。

編集係より

町報は、町の行事や、お知らせをとどけるだけでなく、皆様の御意見や希望などもできるだけ取り上げて、みんなが親しめる町便りにしたいと思っています。

部落間の行事や、色々な出来事等何でも結構ですから担当までお知らせください。

国民年金

四月から国民年金の保険料が改正

昭和五十二年四月より国民年金の保険料が、二四〇〇円から三二〇〇円に改正されることになりました。この改正は定額保険料のみで、付加保険料は現行どおり四〇〇〇円です。

より高い年金をお望みの方は、定額保険料に付加保険料を合わせた三六〇〇円を納めて下さい。

納め忘れがあったりしますと、もし御主人が交通事故にあった場合などと障害年金や母子年金が受けられなくなったりします。

保険料は忘れずに納めましょう。

完成目前の老人憩いの場

老人憩いの広場は、まもなく完成します。

老友会では近く、完成を祝い、老友会幹部、町議会、役場等のチームによるゲートボールのコート開きを計画しています。

おはよう　あなたの県庁です

3月分（抜すい）　RKKラジオ7:40～45

日	曜	
1	火	県政の動き
2	木	緑を育て　緑を守ろう
4	金	美術館開館から一年
5	土	明日は家庭の日
10	木	緑の羽根募金に御協力を
11	金	少年の非行と家出の防止
15	火	行楽シーズン　(1) 不当表示の観光土産品
16	水	を前に　(2) 山火事に注意
19	土	〃　(3) ゴミの持帰り運動
22	火	新入園、入学児の交通安全
24	木	借家、借地の心得
26	土	子供の遊び場を見直そう
29	火	騒音規制の知識
31	木	春の防犯運動

その一杯ことわる勇気が事故を断つ

昭和52年
3月1日号
第133号
発行所　津奈木町役場
編集　総務課
印刷所　旭印刷所

町報　つなぎ

人口と世帯

津奈木町　2月1日現在

人口	6,380人
男	3,073
女	3,307
世帯	1,676世帯

飲酒運転を追放しよう

緊急交通安全推進協議会

町内での交通事故多発に伴い、二月十日公民館において会員約五十名が出席して緊急交通安全推進協議会が開かれました。

水俣警察署より、二月三日の交通死亡事故の状況などの報告があったあと、次の事が決議され、又活発な意見が出されました。

◎決　議

○酒を飲んだら絶対運転しない。

○帰宅後のカギは主婦が保管する。

◎意　見

○学校教育、社会教育における安全思想の啓発

○法令講習の義務づけ

○学校教育の徹底、子供から大人に対する安全運転のお願い

○警察の取締強化と、厳罰

○飲酒運転の車には絶対乗らない

○「一パイ位は」の風潮をやめる

○家族と顔を合せない様な部屋の構造をやめる。

○青年団に加入をすすめ社会教育連帯意識等の高揚をかかる。

等の意見が出され活発な討論がなされた。最終的には各家庭の中で、今回の事故を他山の石とせずしんけんに考え、恐しい交通事故を津奈木町から出さない様、町民皆んなで努力する事で意見の一致をみました。

青年交通安全推進大会

津奈木町連合青年団（団長、野崎憲尊）では、交通安全啓蒙運動の一環として次の通り交通安全推進大会を開催します。団員はもとより町民多数の参加を希望致します。

期日　三月六日（日曜日）
午后　七時
場所　公民館ホール

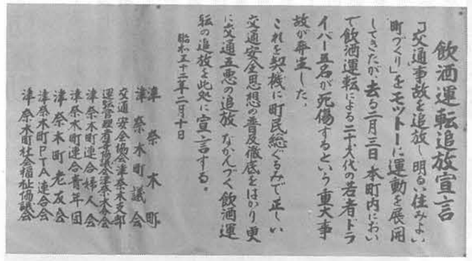

飲酒運転追放宣言

交通事故を追放し明るい住みよい町づくりをモットーに運動を展開してきたが去る二月三日本町内において飲酒運転による三十代の若者ドライバー五名の死傷するという重大事故が発生した。

これを契機に町民総ぐるみで正しい交通安全思想の普及徹底をはかり更に交通五悪の追放ならびに飲酒運転の追放を此処に宣言する。

昭和五十二年二月十日

津奈木町議会
津奈木町連合青年団
津奈木町連合婦人会
津奈木町連合青年団
津奈木町老友会
津奈木町PTA連合会
津奈木町社会福祉協議会

暴走で四人死亡・一人重体

去る二月三日未明町内上門の国道三号線で、若者五人が乗った普通乗用車が、下り坂の緩やかなカーブで、時速約百二十キロのスピードで、センターラインを越え前から来た大型トラックの右前部に激突した。乗用車は約六メートル真横にねじとばされ、乗っていた五人のうち二人が即死、さらに三人が水俣市立病院に運び込まれたが、うち二人がまもなく死亡。残る一人も頭の骨を折って意識不明の重体。

車は、フロントボディーから運転手席にかけて右側部分がえぐり取られており、遺体の傷もひどく、現場にはどす黒い血が飛び散っていた。

ちょっと注意すれば

死亡した運転手は、夕食時にしょうちゅうを湯呑み半分ほど飲み、しょうちゅうとサカナを持って友達の所へ行くと言って家を出たと

2月3日の悲惨な事故

いうことですので、この時親がちょっと注意をしていれば、こんなことにならなかったかもしれない。

二人は一人息子

死者四人のうち二人は一人息子ということです。親にして見れば本人の言うがままに、するがままにさせておきがちです。可愛いいからなおさら引き止めるべきではないでしょうか。死んだ四人は同年代の幼友達で、久しぶりの交歓が一瞬にして惨事に変った。

役場に連絡しよう

津奈木町に住所を有する人で交通事故に合って、ケガをした人、なったり、治療をした人は、なるべく早く役場総務課へ連絡してください。役場には交通災害共済金をかけていますので、災害見舞金を支払います。

スピードと酒で凶器になる車

安全運転の心構え

(一)安全運転とは

運転者は交通規則を守って運転しなければならない義務があります。同時にハンドルを握ったら絶対に交通事故を起さないという強い責任感を持たなければなりません。

したがって、運転中は、そのときどきの交通状況、道路の状態、気象の変化など生じる危険な事態に備えて、つねに交通事故の発生をなければなりません。このような運転態度を安全運転といいます。

運転者は、「一歩まちがえば直ちに人命を奪う危険な作業に従事している」ことをじゅうぶん認識して、ハンドルを握った瞬間から安全運転に注意力を集中し、自分の能力のすべてを注いで安全運転を行い、交通事故から他人を守り、みずからを守ることにつとめなければなりません。

(二)防衛運転法とは

安全運転上の心がけに防衛運転ということがよくいわれますが、これは、自分が正しい運転をしていても、他の車や歩行者が交通規則を守らず、危険な行動（無理な追い越し、直前切び出しなど）に出た場合でも、それに対処して交通事故を未然に防止できるような運転をすることです。

運転中は、加害者とならないだけでなく、被害者にもならないよう、念には念をえれた慎重な方法で運転をすることが必要です。なお、一般道路を走行する場合の具体的な運転方法は、次のとおりです。

○ 急ブレーキを踏まなければならないような運転を避け、ゆとりを持った運転をし、ブレーキを踏む場合は、数回に分けて踏み、後車によくわかるようにする。

○ 走行中は、前の車に注意するとともに、できれば四～五台前の状況まで注意し、前の車が急に減速、停止しても追突しないように車間距離をじゅうぶんとる。

○ 大型トラックやバスの直後を進行するときは、前方の交通の状況がわからないので、うかつに追い越しなどのないようにし時機をみてこれら大型車の直後から離れる。

○ 後方から車が接近してきたときは、バックミラーを見て、後車の動きに注意しながら進行する。後車が追い越しをしようとする場合には、できるだけ左側に寄ったり、あるいは減速してたやすく追い越しをさせる。

○ 進路を変更するときは、時間的に余裕をもって相手にわかるように合図し、相手がどちらの合図を解したかどうかを確かめてから徐々に行動に移る。

○ 信号機の信号にも絶対の信頼をおかない。信号を無視してとび出す車や走行者があるので、安全をあらためてから進行する。

○ 横断しようとしている歩行者や横断中の歩行者があるときはとび出したり、あともどりするかもしれないので、減速して注意しながら進行する。特に、歩行者がこちらの車を見ているかどうかを確かめる。

○ ことさら進路付近にいるときは、突然走り出すかもしれないので、こどもとの間隔をじゅうぶんとり必ず徐行又は一時停止をして通過する。

○ 他の車や自転車の側方を通過するときは、他の車が急に進路を変更してもよいように、じゅうぶん間隔をとって進行する。

知っておきたい事故発生時の心得

☒ 加害者としての措置

交通事故を起こした場合に、現場でまどのようにしたらよいか、事故は、被害者、加害者にとって不幸なできごとです。したがって万一事故を起こした場合には、つぎのような措置を万全にし、良識をもって解決するのが、不幸を最少限度におさえる唯一の方法です。

道交法七二条は、事故の場合の措置として、つぎのように義務づけています。それによれば、

停車、被害状況の確認

事故を起こしたら、まず、直ちにその場で、まず事情が許せば道路の左側に停止することです。そして、衝突地点で被害者または車両の状況を確認しなければなりません。たとえ、被害者がひとりで立ちあがり、たいしたことはないと思っても、そのまま立ち去ることは許されません。判例のなかには、被害状況を確認しないで現場を離れた運転者に対し、仮に被害がなかった場合でも、ひき逃げに準ずる判示した例もあり、また、仮に事故の発生が運転者の故意や過失に基づかない場合、たとえば不可抗力や被害者側の一方的な過失による場合であっても、そのまま現場を去ることは許されないことになっています。

被害者の救護

被害者が負傷していたらすぐ救護しなければなりません。

重傷ならば直ちに救急車を呼ぶとか、近くの病院に運ぶとか、付近の人に頼んで医師に急報するとか、その時、その場所において最善の方法を尽すことです。また、被害者が即死してしまったような場合には、丁重に取扱います。

以上の救護措置は、直ちにしなければならないことですから、目的場が近いからとか、緊急用務があるとかという理由で後回しにし、引き返して救護しても救護義務違反となります。

路上における危険防止

救護義務を尽したら、つぎに道路における危険防止のため、破損車や道路に散乱した部品やガラス片などを片づけ、動かせない負傷者の場合には、後続車に注意するなど臨機応変の措置が必要です。

警察への報告

以上の措置を終えたら直ちにもよりの警察署（派出所、駐在所）に報告しなければなりません。

報告は電話または他人に依頼してもよく、この場合に警察官が現場に到着するまで現場を去ってはならないと命ずれたときは、勝手に現場を離れることは許されません。

報告する内容は、事故発生の日時、場所、死亡者または負傷者の数、負傷の程度、損壊物とその程度、事故に対して講じた措置の四つです。

証拠の収集

加害者側も被害者側も、後日発生する損害賠償の円満解決のために、相手側の住所、氏名、勤務先、自動車の番号、強制保険会社名と保険証明書番号、その加入年月日被害の程度、現場の状況、双方の過失の有無、程度、相手側のいい分なども記録しておくことが必要です。